

就業支援センター業務の御案内

◇就業相談

1階相談コーナーで行っています。
受付時間 9:30~16:30。どなたでも御利用になれます。

「自分に向く仕事が見つからない」
「履歴書や職務経歴書の書き方を教えてほしい」
などの御相談に、専任の相談員が対応します。
職業適性検査、カウンセリング、職業能力開発
相談などを行い、相談者のキャリアプランニング
を支援します。(職業紹介は行っていません。)

◇就職情報提供

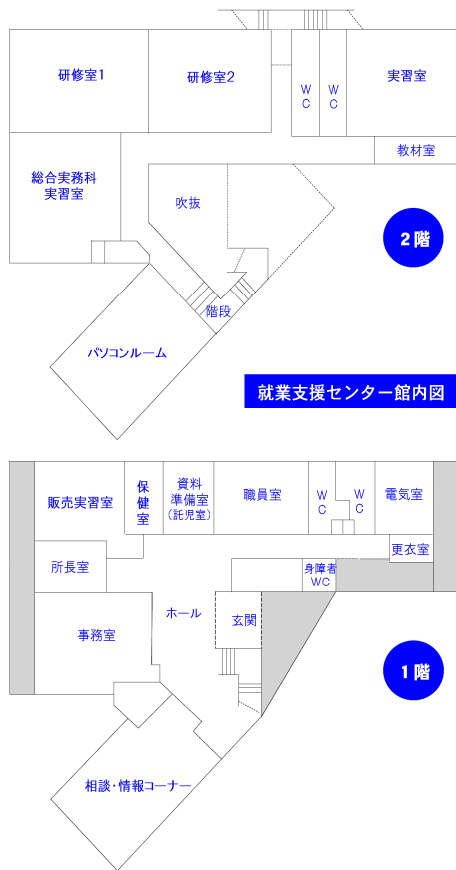
1階情報コーナーで行っています。
利用時間 9:30~16:30。どなたでも御利用になれます。

ハローワークが提供する求人情報を掲示。
就職情報検索用パソコンも設置してあります。

◇在職者を対象とした講座「能力開発セミナー」

雇用されている人など働く人を対象とする講座です。
事業所の従業員教育の一環として、在職者自らがスキルアップを図る機会として、御活用ください。

主に夜間(18:00~21:00)に開講していますが、昼間(9:30~16:30)に開講するものもあります。
1講座12時間~30時間程度の比較的短期間の日程です。2階パソコンルームまたは研修室で行います。
受講料とテキスト代を受講者に御負担いただきます。(事業所申込の場合、受講料は事業所負担です。)



◇求職中の方を対象とした職業訓練

就職、再就職に必要な知識と技能を身に付けるための訓練です。

求職者(ハローワークに求職申込をしている人)で、新たな職業に必要な知識・技能を身に付けたい方が対象です。
ただし、外部の機関に委託して行う訓練の受講には、公共職業安定所長の受講指示または受講推薦が必要です。

受講料は無料です。
(テキスト代や資格試験受験料は本人負担。)

入校者を決定するための選考があります。
内容は書類審査、面接など訓練科によって異なります。

施設内で行う訓練

外部の機関に委託して行う訓練

◇訓練生を対象とする無料職業紹介

訓練生の希望をお聞きしながら職業紹介を行い、就職をサポートします。

◇障害のある方を対象とした職業訓練

障害のある方が就職に必要な知識と技能、労働習慣を身に付けるための訓練です。

求職者で、公共職業安定所長が受講あっせんした方が対象です。

障害種別に訓練科を用意しています。
(それぞれ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を原則として対象とします。)

就職の実現に向けて、求人事業所とのマッチングなどきめ細かく支援します。

施設内で行う訓練

外部の機関に委託して行う訓練

山梨県立就業支援センター 〒400-0026 山梨県甲府市塩部 4-5-28

<http://www.pref.yamanashi.jp/shugyo/index.html>

【閉館日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

【開館時間】 8:30~17:30 ※H22.4.1からは 8:30~17:15
(夜間の講座があるときは~21:00)

【電話】 055-251-3210 【ファクス】 055-251-3221

【E-mail】 shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

就業支援センターQ&A

☆就業支援センターには駐車場がありますか？

外来者用駐車スペースがありますので、就業相談や能力開発セミナーにいらっしゃる方はどうぞお車でお出てください。
昼の職業訓練にいらっしゃる方には、原則として公共交通機関をお使いいただいています。

☆就業相談には予約が必要ですか？ 子どもを連れて行ってもいいですか？

予約は必要ありませんが、事前にお電話いただければお待たせしません。相談中、小さなお子様を短時間お預かりすることもできます。

☆能力開発セミナーではどんな講座を開講していますか？

年間 30 コース以上の講座を開講しています。講座の一覧表と申込用紙は、就業支援センターのホームページ又はセンター窓口にあります。ファクスでもお送りしています。

☆能力開発セミナーの受講手続きはどうなっていますか？

能力開発セミナーは、先着順で受講者を決定します。

受付開始日は、各講座開始日の2か月前の日（土、日、祝日の場合はその前の平日）です。

受講申込用紙に御記入の上、センター窓口にご持参いただくかファクスでお送りください。電話や郵送での申込は受け付けていません。

受講者として決定した方には受講案内と受講料納入通知書を送付しますので、受講料を納期限までに金融機関窓口で払い込んだ上で受講してください。

☆職業訓練を受講したいのですがどうしたらいいですか？

ハローワークの職業相談窓口で、就業と訓練受講について相談したあと、所定の応募書類をハローワークの窓口へ提出してください。

応募書類は、各ハローワークに用意してあります。写真1枚（3×4cm）を御用意ください。

☆職業訓練のスケジュールはどのようなものですか？

訓練期間は1年以内で、訓練科によって異なります。

訓練期間中は毎日（土曜、日曜、祝日等を除く）、午前8時40分から午後3時50分まで訓練を行います。

（外部の機関に委託する訓練は、それぞれ異なる時間帯で行われます。）

☆職業訓練のカリキュラムはどのようなものですか？ 自分に必要な部分だけを受講することができますか？

カリキュラムについては、電話でお問い合わせいただくか、ハローワーク等に設置してある募集チラシで御確認ください。部分的な受講はできません。

☆職業訓練受講中に手当が支給されることがあると聞きましたがどのようなものですか？

公共職業安定所長の受講指示により職業訓練を受ける方のうち、

雇用保険の失業給付を受給している方は、訓練期間中も基本手当、受講手当、通所手当が支給される場合があります。

また、障害者、母子家庭の母等に該当する方は、所得等の一定の条件により訓練手当が支給される場合があります。ただし、外部の機関に委託して行う障害者対象の訓練は、手当の対象外です。

詳しくはハローワークの職業相談窓口にお問い合わせください。